

社会福祉法人の役員等の兼務について

1 法人の役員・評議員・会計監査人・職員との兼務関係

	会計監査人	監 事	理 事	評議員	職 員
会計監査人	× (公認会計士法)	× (公認会計士法)	× (公認会計士法)	× (公認会計士法)	× (公認会計士法)
監 事	× (公認会計士法)	× (社会福祉法 第44条第2項)	× (社会福祉法 第44条第2項)	× (社会福祉法 第40条第2項)	× (社会福祉法 第44条第2項)
理 事	× (公認会計士法)	× (社会福祉法 第44条第2項)	× (社会福祉法 第40条第2項)	× (社会福祉法 第40条第2項)	○
評議員	× (公認会計士法)	× (社会福祉法 第40条第2項)	× (社会福祉法 第40条第2項)	× (社会福祉法 第40条第2項)	× (社会福祉法 第40条第2項)
職 員	× (公認会計士法)	× (社会福祉法 第44条第2項)	○	× (社会福祉法 第40条第2項)	○

2 評議員・監事・会計監査人と顧問弁護士等との兼務関係

		評議員	監事
顧問会計士 顧問税理士 顧問弁護士	法律面・経営面のアドバイスのみ	○	○
	記帳代行業務・税理士業務	×	×
財務会計に係る 態勢整備状況の 点検等の支援	助言にとどまる場合	○	○
	業務執行に当たる場合	×	×

	会計監査人
記帳代行業務	×
税理士業務	×